

協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第6条の2の考え方

平成23年2月1日

○「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第6条の2（平成23年4月1日施行）の考え方は、以下のとおりです。

問1 「注意喚起文書」とは何か。

注意喚起文書は、これから行おうとする取引が不招請勧誘規制の対象であるか否か及び一般の取引よりもリスクのある取引であることなどを顧客に明確かつ簡潔に理解いただくことを目的とした書面であります。具体的には、①法令による不招請勧誘規制の適用がある場合はその旨、②リスクに関する注意喚起、③苦情処理や紛争解決のための金融ADR機関が利用できること及びその連絡先を記載した書面を交付し、説明することとなります。

問2 「注意喚起文書」の様式は決まっているのか。

用いなければならない様式が決まっているわけではありませんが、注意喚起文書の参考様式を作成しておりますので、参考としてご活用ください。

参考様式は、取引種別や法令による不招請勧誘規制の適用の有無、元本を超える損失の発生の可能性の有無等に応じて6種類作成しておりますので、適宜ご活用ください。

有価証券関連デリバティブ取引・特定店頭デリバティブ取引用（不招請勧誘規制対象（継続取引を含む。））

有価証券関連デリバティブ取引・特定店頭デリバティブ取引用（不招請勧誘規制対象（継続取引を含む。））（元本を超える損失が発生しない）

有価証券関連デリバティブ取引・特定店頭デリバティブ取引用（不招請勧誘規制対象外（法人用））

有価証券関連デリバティブ取引・特定店頭デリバティブ取引用（不招請勧誘規制対象外（法人用））（元本を超える損失が発生しない）

国内外の市場デリバティブ取引用

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債（又は投資信託）用

なお、⑤の国内外の市場デリバティブ取引については、規則第3条第4項に規定する「重要な事項」の説明対象取引ではありませんが、証拠金の額を上回る取引を行うことができ、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有していること、また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があること等について、注意喚起文書の交付を行うとともに顧客への十分な説明を行ってください。

問3 「注意喚起文書」の参考様式は、変更することが可能なのか。

文章表現、文字の大小・種類、下線の使い方などについて、必ずしも参考様式どおりとしなければならないものではありませんが、注意喚起を行うためのものである趣旨を踏まえて、参考様式をもとに作成いただければと考えております。

なお、注意喚起文書の必要記載事項（問1の回答中①～③に掲げる事項）については、明瞭かつ正確に表示してください。

問4 「注意喚起文書」はどのタイミングで交付すればよいか。

基本的には、契約締結の前までに顧客に交付する必要がありますので、遅くとも契約締結前交付書面や目論見書を交付する際に、当該書面を交付することが考えられます。

交付の方法については、問5及び問6をご確認ください。

問5 契約締結前交付書面や目論見書と同時に又は一体にして交付することは可能か。

注意喚起文書は、顧客に簡潔に理解いただくことを目的としておりますので、基本的には、独立した一枚の書面により、交付することを想定しております。

ただし、契約締結前交付書面や目論見書とともに同時に交付すること（郵送などにより交付する場合も含む）も否定されませんが、その際は、契約締結前交付書面や目論見書の前に当該注意喚起文書が置かれることが望ましいと考えます。

なお、交付漏れを防ぐ観点から、契約締結前交付書面や目論見書と一体として交付することを妨げるものではありませんが、その際は、契約締結前交付書面の場合は最前面にホ

チキス止めする、目論見書の場合は表紙と一番初めのページの間に挟み込むなど、必ず当該注意喚起文書が読まれるよう工夫する必要があると考えます。

このように、注意喚起文書を他の文書と同時に交付する場合、当該注意喚起文書が当該他の文書に紛れてしまい、顧客にその存在が認識されなかったり読まれなかったりするところがないよう、交付の方法に注意する必要があります。

問6 「注意喚起文書」については、電磁的方法による交付が可能か。

注意喚起文書については、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」第2条及び第3条に定めるところにより、電磁的方法による交付が可能です。

なお、同規則第3条第2項に基づき、顧客への通知に代えて顧客が当該事項を閲覧したことを確認する方法を採用する場合であって、契約締結前交付書面や目論見書とともに注意喚起文書の電磁的交付を行う場合は、必ず、それぞれの文書が読まれるような工夫をする必要があると考えます。例えば、PDFファイルの登録や当該ファイルへのリンク表示を行う場合は、ファイルを一つにすることやそれぞれの文書について閲覧したことの確認ボタンを設けることなどの工夫が必要になると考えます。交付のみを電磁的方法で行い、取引は電話や訪問等で行う場合には口頭で閲覧したことを確認する方法も考えられます。

また、ADR機関の連絡先については、顧客が必要になる際に直ぐに、見直せるような工夫が必要であると考えます。例えば、協会のホームページ上の分かりやすいところ（法令に基づき公表する各種方針、各種苦情連絡先が掲載されている箇所など）にADR機関の連絡先を掲載したうえで、取引画面において表示する当該注意喚起文書の中で「ADR機関の連絡先は当社のHP上の〇〇（掲載場所）にも掲載しております。」といった文言を入れて、誘導するような仕組みなどが考えられます。

以 上